

付託第1号

請願書等の付託について

那須烏山市議会会議規則（平成17年10月那須烏山市議会規則第1号）第14条の規定により、令和6年第3回那須烏山市議会9月定例会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和6年9月3日

那須烏山市議会議長 青木敏久

審査期限		休会中に審査し本会期中に報告すること。	
付託委員会	番号	件名	備考
経済建設 常任委員会	陳情書 第3号	「最低賃金法の改正と 中小企業支援の拡充を 求める意見書」の採択を 求める陳情	栃木県労働組合総連合 議長 阿波 長次
総務企画 常任委員会	陳情書 第4号	那須烏山市議会陳情の 取り扱いについて	個人名
総務企画 常任委員会	陳情書 第5号	那須烏山市名誉市民条 例改正の陳情	個人名
総務企画 常任委員会	陳情書 第6号	再審法改正を求める意 見書を政府等に提出す ることを求める件	栃木県弁護士会 会長 石井 信行

令和 6 年 7 月 10 日

那須烏山市議会議長 青木 敏久 様

住 所 宇都宮市兵庫塚 3-10-30
陳情者 団体名 栃木県労働組合総連合会
氏 名 議長 阿波 長次
連絡先 Tel 028-653-1401



「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める陳情

1. 陳情の要旨

最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出する採択を求めます。

2. 陳情の理由

昨年から続いている物価の高騰が、那須烏山市民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況は、冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な

欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。2023年の最低賃金の審議に当たっては、最大の上げ幅となった佐賀県をはじめ、各地で自治体からの発信が大きな影響を与えました。地域経済の実情をよく知る地元自治体からの発信が、国の制度の改善につながることを、私たちは確信しています。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められています。連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告（第30号、1928）が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

栃木県の最低賃金は昨年41円引き上げられ954円となりましたが、東京も41円引き上げられたため格差は是正されていません。2006年最低賃金の地域格差は109円だったが、2024年は220円と2倍以上になり、その差はあまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たち全労連が全国でおこなっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。

このような状況を踏まえ、地方自治法第99条に基づいて、国に意見書を提出していただくよう陳情します。

陳 情 書

那須烏山市議会陳情の取り扱いについて

1. 陳情の要旨

陳情書の提出方法を郵送及び電子メール等でも受理できるように陳情します。

2. 陳情の理由

現在、那須烏山市議会では、陳情する際は南那須庁舎議会事務局に来庁しなければ受理されず、働いている方にとっては、議会に陳情する機会を失っている状況である。そのために、提出方法を郵送及び電子メール等でも受理できるように求める。

参考として、宇都宮市議会・鳥取県湯梨浜町議会の陳情書の提出方法に関するものを提出します。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り陳情書を提出します。

令和6年7月30日

住所

氏名

那須烏山市議会議長 青木 敏久様

陳 情 書

那須烏山市名誉市民条例改正の陳情

1. 陳情の要旨

那須烏山市議会 6 月定例会において、陳情書第 2 号「那須烏山市名誉市民について」を陳情しましたが、所管課の総務課と議会側の亡くなった方に対しての追贈の考え方が正反対で、大変当惑しております。この際、だれでも理解しやすい条文に改正して頂くよう陳情します。

2. 陳情の理由

那須烏山市名誉市民条例において、今でも所管課の総務課担当職員は「亡くなった方にも贈ることはできる」と説明を受けていますが、議会総務企画常任委員会の方々は、第 4 条を盾に「原則、生存している方が対象となる」と説明しております。このような事態を招いてしまっているのは、条例が大変理解しづらいためだと思われまます。

所管課総務課の説明が正しいのならば、新潟市名誉市民条例のように、だれでも理解しやすい条例に改正すべきである。

また、議会側の説明が正しいのならば、新たに条項を増やし「原則、生存している方が対象となる」という文言を入れるべきである。

いずれにしても、だれでも分かりやすい条文に改正すべきである。そして、総務課と議会側の亡くなった方への追贈の考え方も調整が必要である。

参考として、新潟市名誉市民条例を提出します。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り陳情書を提出します。

令和6年7月30日

住所

氏名

那須烏山市議会議長 青木 敏久様

新潟市名誉市民条例

(目的)

第1条 この条例は、社会文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績と榮譽を称え、もつて市民の社会文化興隆に資することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第2条 本市は、市民又は市に関係の深い者で、学術、技芸その他一国文化の進展又は本市の発展に多大な貢献をし、その功績が顕著で市民から深く尊敬されている者に対し、新潟市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の選定は、議会の議決を得て行う。

3 第1項の名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

(選考委員会)

第3条 市長の諮問に応じ、名誉市民の選考に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、新潟市名誉市民選考委員会を設置する。

2 新潟市名誉市民選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(顕彰)

第4条 名誉市民には、表彰状、名誉市民章及び記念品を贈り、顕彰する。ただし、名誉市民が死亡している場合は、遺族に贈るものとする。

(事績の公示)

第5条 名誉市民の事績は、市の公報で公示する。

(待遇)

第6条 名誉市民に対し、次の待遇をすることができる。

(1) 市の公の式典の参列

(2) 市の施設の使用に関する使用料、及び手数料の減免

(3) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰

(称号の取消)

第7条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失つたと認められるときは、議会に諮り、名誉市民の称号を取り消し、第4条に規定する表彰状及び名誉市民章を返還させることができる。

2 前項の規定により、名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消の日から前条の規定によつて与えられた待遇を失う。

(委任)

第8条 この条例施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 (昭和25年11月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月27日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

2024 (令和6) 年8月15日

那須烏山市議会議長 青木 敏久 殿

陳 情 書

〒320-0061

栃木県宇都宮市明保野町1番6号

栃木県弁護士会

会 長 石井 信行

電 話 028-689-9000

第1 件名

再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

第2 陳情の趣旨 (要旨)

那須烏山市議会が、国に対し、えん罪犠牲者を救済するために、刑事訴訟法の再審規定 (再審法) について

- 1 再審における検察手持ち証拠の全面開示
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立て (上訴) の禁止

を内容とする改正を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。

第3 陳情の理由

1 現在の再審法の不備について

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件

を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（97歳）や袴田事件（88歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

そこで、日本弁護士連合会は、2023（令和5）年6月16日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択しました。また、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われています。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

この間、2024（令和6）年3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

そして、全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024（令和6）年4月の時点で、すでに7道府県議会を含む260を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、別紙意見書を採択していただきたく陳情いたしました。

以上